

直江津港湾事務所キッチンカー出店許可取扱要領

令和6年7月17日 制定

1 趣旨

この要領は、船見公園及び港公園（以下、「みなと風車公園」という。）にてキッチンカーの出店を希望する者に対し港湾施設用地使用許可を交付するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 目的

船見公園及びみなと風車公園においてキッチンカーが出店するための手続き方法を整備することにより、キッチンカーを公園に誘致し、公園利用者の利便性向上と港の賑わい創出を目指す。

3 出店場所

出店場所は別記1で示した範囲のうち、1区画当たり20㎡とする。ただし、イベント等により別記1以外の場所を希望する場合はその都度審査する。

4 販売品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物

5 出店資格と制限

(1) 出店申込資格

次の要件を全て満たす法人又は個人

- ・ 公的機関が発行する、上越市内で有効な営業許可を有すること。
- ・ 食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可を有すること。
- ・ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること。
- ・ 出店期間内において営業許可書の期限が有効であること。

(2) 出店制限

次のいずれかに該当する者は出店できない。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、暴力団防止法）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、暴力団員）
- ・ 暴力団防止法律第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している法人

- ・暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者であるおそれがある者。
- ・過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ・国税及び地方税を滞納している者。

6 出店申込から出店開始までの流れ

申請の受付は、出店希望月の2か月前からとする。

(1) 直江津港湾事務所へ以下の書類を提出（9 ①参照）

① 港湾施設用地使用許可申請（別記2）

- ・記載例に則って記載する。

② キッチンカー出店申請書（別記3）

- ・申請書に記載の添付書類を添付する。ただし、同年度中2回目以降の申請の場合、有効期間内の書類及び1回目申請と変更のない書類は添付を省略できる。
- ・提出した書類に変更が生じた場合、変更後の書類を速やかに提出すること。

(2) 審査

(3) 港湾施設用地使用許可書及び納入通知書交付

(4) 港湾施設用地使用料の納付

- ・使用料は許可書と共に送付する納入通知書により、記載された納期までに銀行窓口で納付する。

(5)出店

7 設備について

- ・区 画：1区画当たり20㎡とし、キッチンカーのみの場合は1区画、キッチンカーと共に飲食場所を設ける等1区画では不足する場合は2区画の使用とする。
- ・電 気：電源設備なし。発電機の持込みは可。
- ・水 道：上下水道設備なし。トイレ及び水飲み場の使用は不可。園内に汁物や油類及び食品の廃棄は行わないこと
- ・ガ ス：ガス設備なし。プロパンガスの持込みは可。
- ・ご み：ごみ箱の設置なし。店舗ごとに利用者が見やすい位置にごみ箱またはごみ袋を設置し、申請者において持ち帰ること。
- ・消火器：設置なし。火気を使用する場合は業務用消火器を持参すること。

8 鍵の貸与

- ・進入に車止めの移動が必要となる場合、使用前に直江津港湾事務所鍵の貸与を受け

ること。ただし、ナンバー式錠の場合は許可時に番号を通知する。

- ・車止めは、車両通行時以外は営業時間中であっても通常的位置に戻すこと。
- ・車止めを移動する際は、けがをしないよう注意すること。
- ・使用許可期間満了後、速やかに鍵を返却すること。
- ・鍵の貸与及び返却は、開庁時間中（土日祝日及び12月28日から1月3日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）に行うこと。

9 出店に当たっての注意事項

① 申請書の提出方法は、以下のとおりとする。

- ・事務所へ直接持参
- ・郵送

【郵送先】〒942-0011 上越市港町1-11-2 直江津港湾事務所 業務課

- ・メール

【メールアドレス】ngt111970@pref.niigata.lg.jp

- ・新潟県電子申請システム（準備中）

② 許可に当たっては別記4の条件の他、必要な場合は追加の条件を附する。

③ 各公園の出店可能台数を超える申請があった場合、抽選により決定する。

④ 各公園の使用許可状況等により出店が認められない場合がある。

⑤ 出店可能時間は以下のとおりとする。

船見公園：開園時刻（原則午前7時。朝市等で早まる場合あり）から午後7時まで

みなと風車公園：午前7時から～午後7時まで

⑥ 12月～2月は原則出店休止とする。

⑦ イベント等に付随する出店の場合は⑤及び⑥の限りではない。

⑧ 使用料は新潟県港湾管理条例による。

- ・使用許可期間が連続して7日以内の場合：1区画1日60円（@3×20㎡）
- ・使用許可期間が連続して8日以上の場合：1区画1日90円（@4.51×20㎡）

⑨ 出店者が使用料等を滞納した場合や公序良俗に反する使用をした場合、使用許可条件を遵守しない、その他出店が不相当と判断した場合は、使用許可を取り消す場合がある。

8 本要項に定めのない事項等

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、直江津港湾事務所と出店者の協議のうえ処理するものとする。